

第五十八号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「授業」の下に「その他の東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業」を加え、同項第二号中「東京都教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

時間講師の勤務時間の対象の拡大を図るため、規定を整備する必要がある。